

## 平成 29 年度決算検査報告の概要

益原 啓伍

(決算委員会調査室)

### 《要旨》

平成 29 年度決算検査報告は、平成 30 年 11 月 20 日に平成 29 年度決算とともに国会に提出された。

今般の検査報告における掲記件数は 374 件、指摘金額の総額は 1,156 億 9,880 万円であり、過去 10 年で掲記件数は最少、指摘金額は前年度に次いで 2 番目に少なかった。

今般の検査報告では、高速道路における道路構造物の点検、補修等が不十分な事態、国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業において不適切な運用が行われていた事態、不特定の人が入り出る文化財建造物の耐震性及び耐震対策が不十分な事態など、国民生活の安全性の確保に関する指摘が多く掲記されていることが特徴的である。

国会においては、政府に対する事後的な財政統制を機能させるべく、今般の検査報告を積極的に活用するとともに、会計検査院に指摘された不適切な事態等の速やかな是正改善を内閣に促すことが重要である。

### 1. はじめに

検査報告は、憲法第 90 条及び会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 29 条に基づき、会計検査院（以下「検査院」という。）が 1 年間にわたって実施した会計検査の成果を明らかにした報告書で、検査が終了した決算とともに内閣に送付され、内閣から国会に提出される。この検査報告は、国会で決算審査を行う際の重要な資料となるほか、財政当局などの業務執行にも活用されている。平成 29 年度決算検査報告（以下「29 年度検査報告」という。）は、検査院が平成 29 年 10 月から 30 年 9 月までに実施した検査の結果が掲載されているものであり、30 年 11 月 9 日に検査院から内閣に送付され、第 197 回国会（臨時会）中の 30 年 11 月 20 日に平成 29 年度決算とともに内閣から国会に提出された。

本稿では、29 年度検査報告の全体像について概観した上で、掲記された個別の検査結果の概要を紹介することとしたい。

## 2. 平成 29 年度決算検査報告について

### (1) 構成

29 年度検査報告は、本編が 1,065 頁となっている<sup>1</sup>。検査報告には、国の収入支出の決算の確認、決算金額と日本銀行が取り扱った国庫金の計算書の金額との不適合の有無、法令・予算に違反し又は不当と認めた事項、国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出など 8 項目を掲記することが義務付けられている（会計検査院法第 29 条）。また、検査院が必要と認めた事項についても掲記できるようになっている（会計検査院法施行規則第 15 条）。検査報告の内容は広範多岐にわたるが、検査院による検査結果が記述されているのは、主として図表 1 に示した七つの事項である。これらの掲記事項のうち、「不当事項」、「意見表示・処置要求事項<sup>2</sup>」、「処置済事項」、「特記事項」は、通例「指摘事項」と呼ばれ、不適切又は不合理な事態の態様に関する記述がなされている。

29 年度検査報告の第 1 章では検査の概要、第 2 章では国の決算の確認、第 3 章では指摘事項に係る省庁別・団体別の検査結果、第 4 章では随時報告<sup>3</sup>、検査要請<sup>4</sup>事項の報告及び特定検査状況<sup>5</sup>、第 5 章では会計事務職員に対する検定、第 6 章では国の歳入歳出決算その他検査対象の概要がそれぞれ記述されている。

図表 1 検査報告における主な掲記事項の区分

区 分		事 項 内 容
指 摘 事 項	不 当 事 項	法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項
	意 見 表 示 ・ 処 置 要 求 事 項	会計検査院法第 34 条又は第 36 条の規定により、検査院が関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項
	処 置 済 事 項	検査院の指摘に対し、指摘された当局が改善の処置を講じた事項
	特 記 事 項	特に検査報告に掲記して問題を提起することが必要であると認めた事項
随 時 報 告		会計検査院法第 30 条の 2 の規定により国会及び内閣に報告した事項
検 査 要 請 事 項 の 報 告		国会法第 105 条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第 30 条の 3 の規定により国会に報告した検査の結果
特 定 検 査 状 況		検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

(出所) 検査院資料を基に作成

<sup>1</sup> 検査報告は、検査院のウェブサイトにて全文が公開されている<<http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/index.html>>（平 31. 1. 22 最終アクセス）。

<sup>2</sup> 意見表示・処置要求事項は、会計検査院法第 34 条又は第 36 条に基づくものであり、第 34 条に基づくものは会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合に行われ、第 36 条に基づくものは法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合に行われる。

<sup>3</sup> 随時報告は、平成 17 年の会計検査院法改正により創設された制度で、検査院が意見を表示し又は処置を要求した事項等に関し、各年度の検査報告の作成を待たず、随時、その検査結果の報告を国会及び内閣に対して行うとともに、その概要を検査報告に掲記している。

<sup>4</sup> 検査要請は、平成 9 年の国会法及び会計検査院法の改正により創設された制度で、国会からの求めに応じ、特定の事項について検査した結果を報告するとともに、その概要を検査報告に掲記している。

<sup>5</sup> 特定検査状況は、不適切な事態とは言えないまでも、検査院の問題意識が示されたものであり、国会審議における重要な材料となり得る。

## （２）検査方針

検査院は、毎年 10 月頃から翌年 9 月頃までの 1 年間を「検査年次」としており、検査報告には、毎検査年次の検査結果が掲載されている。検査院は、検査年次ごとに会計検査業務の基本的な統制を図るため、「会計検査の基本方針」を定めており、29 年度検査報告は、平成 29 年 9 月 8 日に策定された「平成 30 年次会計検査の基本方針」（検査実施期間：29 年 10 月から 30 年 9 月まで）に基づき実施した検査結果が掲載されている。同検査方針では、重点的な検査対象施策分野として、社会保障、教育及び科学技術、公共事業、防衛、農林水産業、環境及びエネルギー、経済協力、中小企業、情報通信（IT）の 9 項目を挙げているほか、複数の府省等により横断的な実施がされている施策や国民の関心の高い事項等について、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなどとしている。

## （３）検査対象

検査対象は、検査の実施が法律上義務付けられた「必要的検査対象」（会計検査院法第 22 条）と、検査院が必要と認めた場合又は内閣の請求がある場合に検査が可能な「選択的検査対象」（同法第 23 条第 1 項）がある。平成 30 年次検査における必要的検査対象は、国会、裁判所、内閣、内閣府ほか 11 省等の会計や、国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している政府関係機関、事業団、独立行政法人等 212 法人、日本放送協会の会計等である。選択的検査対象とされたのは、国が補助金等財政援助を与えた 4,637 団体等（都道府県、市町村等）の会計、国が資本金の一部を出資している 8 法人（中部国際空港株式会社等）の会計、国が出資した法人が更に出資している 27 法人（北海道旅客鉄道株式会社等）の会計、国が借入金の元金又は利子の支払を保証している 3 法人の会計、国等と 89 法人等との契約に関する会計である。

これらの検査対象機関に対しては、書面検査及び実地検査<sup>6</sup>が行われ、直近 3 か年次の実地検査の実施状況は図表 2 のとおりである。

## 3. 検査結果の大要

### （１）掲記された事項等の概要

29 年度検査報告に掲記された事項等の総件数は 374 件、指摘金額<sup>7</sup>の総額は 1,156 億 9,880 万円となり、過去 10 年で掲記件数は最少、指摘金額は前年度に次いで 2 番目に少なかった。案件別の指摘金額では、防衛装備庁の「重要物品であるのに物品増減及び現在額報告書に計上されていなかった航空機、艦船等に搭載する物品について、明確な計上基準を制定し、その内容を周知するなどして、物品増減及び現在額報告書への計上を適正に行

<sup>6</sup> 書面検査は、検査対象機関から提出された会計経理の実績を示した計算書やその証拠書類について、在庁して行う検査。平成 30 年次の書面検査は、29 年度分の計算書約 12 万 8 千冊及びその証拠書類約 4,146 万枚が対象とされた。また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所や団体等に検査院職員を派遣して、実地に、帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明聴取等を行う検査。

<sup>7</sup> 指摘金額とは、租税等の徴収不足額や補助金等の過大交付額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等を指す。一方、意見表示・処置要求事項、処置済事項、特記事項に関して、事態の原因や性格等からして指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものを、背景金額と呼び、指摘金額と区別している。

図表2 直近3か年次の実地検査の実施率

年次	平成28年次 (27年度検査報告)			平成29年次 (28年度検査報告)			平成30年次 (29年度検査報告)		
	対象箇所数	検査実施箇所数	実施率	対象箇所数	検査実施箇所数	実施率	対象箇所数	検査実施箇所数	実施率
本省、本社、主要な地方出先機関等	4,366	1,813	41.5%	4,485	1,854	41.3%	4,468	1,890	42.3%
その他の地方出先機関等	6,594	1,114	16.8%	6,643	1,087	16.3%	6,652	1,089	16.3%
郵便局、駅等	20,588	51	0.2%	20,566	42	0.2%	20,408	22	0.1%
計	31,548	2,978	9.4%	31,694	2,983	9.4%	31,528	3,001	9.5%

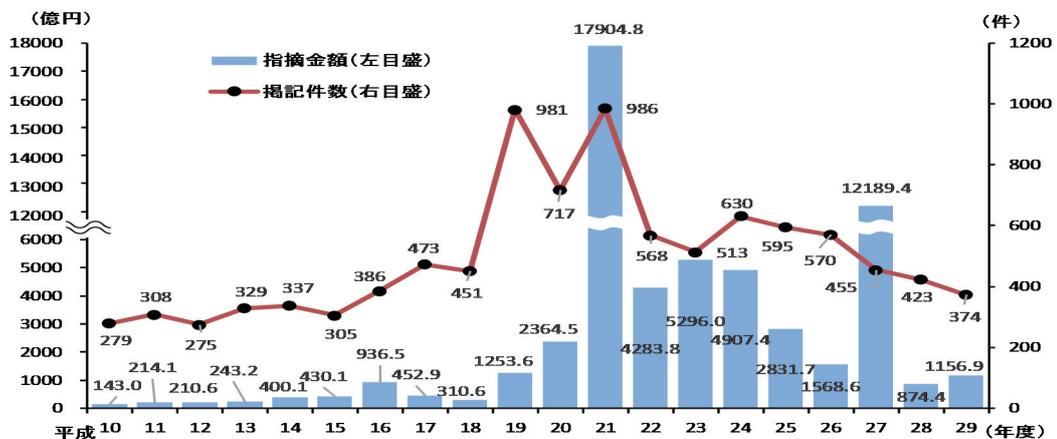
(注) 国が補助金その他の財政援助を与えた団体等についても、それぞれ平成28年次5,166団体等、29年次5,222団体等、30年次4,637団体等へ実地検査を実施している。

(出所) 各年度の検査報告を基に作成

うよう改善させたもの」の616億円が最大であり、掲記件数では、厚生労働省の95件が最も多く、その中でも「国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの」が27件を占めている。

また、過去20年間の掲記件数及び指摘金額の推移は図表3のとおりであり、掲記件数は平成21年度をピークとして、その後、低減傾向にある。ここ10年間において、指摘金額に大幅な増減がみられるのは、資金、基金等のストックに関する指摘における金額の多寡が要因になっていると考えられる。例えば、27年度検査報告に掲記されていた金融庁における「預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について」の指摘金額は1件で1兆964億円に上っており、同検査報告の指摘金額が多額となる主な要因となっている。

図表3 掲記件数及び指摘金額の推移（過去20年間）



(出所) 各年度の検査報告を基に作成

## (2) 事項等別の概要

掲記された事項等を区分別にみると、「不当事項」等の指摘事項が359件、「随時報告」が7件、「検査要請事項の報告」が3件、「特定検査状況」が5件、それぞれ掲記されている。指摘事項の内訳を類型別にみると、「不当事項」の件数が、近年減少傾向にあるものの、指摘事項の約8割（359件中292件）を占めている。また、事項等別の件数の推移をみると、「意見表示・処置要求事項」の掲記件数は、平成25年度までは増加傾向にあったが、26年度に半減し、以後、低減傾向にある。また、「随時報告」、「検査要請事項の報告」及び「特定検査状況」については、件数は少ないながらも、一定数継続して掲記されている（図表4～6参照）。

図表4 事項等別件数推移（過去10年間）

事項等		年度									
		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
指摘事項	不当事項	593	874	425	357	470	402	450	345	333	292
	意見表示・処置要求事項	69	66	76	81	77	100	49	43	28	28
	処置済事項	46	39	54	53	64	76	57	49	47	39
	特記事項	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
随時報告		23	6	10	13	8	8	6	10	9	7
検査要請事項の報告		5	3	1	9	6	1	2	2	2	3
特定検査状況		4	4	6	6	7	9	6	6	3	5
計		717	986	568	513	630	595	570	455	423	374

(注) 「随時報告」は他の事項としても掲記されており、件数が重複しているため、各事項等の合計件数と計欄の件数は一致しない。

(出所) 各年度の検査報告を基に作成

図表5 29年度検査報告に掲記された随時報告一覧（7件）

	随時報告の件名	提出年月日
1	租税特別措置（相続税関係）の適用状況等について	平成29年11月29日
2	各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況について	平成30年4月13日
3	官民ファンドにおける業務運営の状況について	平成30年4月13日
4	在日米軍関係経費の執行状況等について	平成30年4月26日
5	高速増殖原型炉もんじゅの研究開発の状況及び今後の廃止措置について	平成30年5月11日
6	石油・天然ガスの探鉱等に係るリスクマネーの供給について	平成30年7月27日
7	株式会社商工組合中央金庫における危機対応業務の実施状況等について	平成30年10月4日

(出所) 29年度検査報告を基に作成

図表 6 29 年度検査報告に掲記された検査要請報告一覧（3 件）

	検査要請に係る報告の件名	検査要請年月日	提出年月日
1	学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する会計検査の結果について	平成29年 3 月 6 日 参議院（予算委員会）	平成29年11月22日
2	東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について	平成24年 8 月27日 参議院（決算委員会）	平成30年 3 月23日 （25年10月16日、27年 3 月23日提出分の追加 報告）
3	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について	平成29年 6 月 5 日 参議院（決算委員会）	平成30年10月 4 日

（出所）29 年度検査報告等を基に作成

なお、上記検査要請事項については、例年参議院決算委員会からの要請に基づく報告がその大半を占めていたが、29 年度検査報告では参議院予算委員会からの要請に基づく報告も掲記された<sup>8</sup>。

### （3）省庁等別の概要

指摘事項を省庁等別にみると、掲記件数では、厚生労働省が最も多く、総務省、農林水産省、文部科学省、国土交通省と続く。また、指摘金額では、防衛省が最も多く、株式会社商工組合中央金庫、農林水産省、厚生労働省、総務省と続いている（図表 7 参照）。省庁等別の指摘事項の掲記件数及び指摘金額の詳細は、図表 8 のとおりである。

図表 7 掲記件数及び指摘金額が多かった省庁等

省庁名	掲記件数	省庁名	指摘金額
厚生労働省	95件	防衛省	639億円
総務省	51件	株式会社商工組合中央金庫	151億円
農林水産省	42件	農林水産省	117億円
文部科学省	32件	厚生労働省	43億円
国土交通省	32件	総務省	30億円

（出所）29 年度検査報告を基に作成

<sup>8</sup> 検査要請については、制度が創設されて以降、参議院決算委員会から 40 件の検査要請が行われている。そのほか、他委員会における検査要請の状況は、衆議院決算行政監視委員会から 1 件（平成 10 年 4 月）、参議院行政監視委員会から 1 件（平成 12 年 3 月）、本文中に記述の参議院予算委員会から 1 件（平成 29 年 3 月）となっている。

図表8 省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額

単位：件、万円

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見表示・処置要求事項						処置済事項		計	
			会計検査院法 34条関係		会計検査院法34 条及び36条関係		会計検査院法 36条関係					
内閣府(内閣府本府)	27	36,938							1	9,896	28	46,834
総務省	49	194,721	1	92,553					1	20,443	51	307,717
法務省	1	451							1	2,493	2	2,944
外務省			1	6,198			1	-			2	6,198
財務省	1	26,673							1	159,605	2	186,278
文部科学省	30	104,974					1	-	1	2,153	32	107,127
厚生労働省	87	218,209			3	44,309	4	167,620	1	820	95	430,210
農林水産省	28	66,888	2	48,981	1	85,842	3	6,360	8	972,631	42	1,179,095
経済産業省	4	2,606			1	100,486					5	103,092
国土交通省	27	28,207					1	-	4	110,010	32	138,217
環境省	16	28,205	2	206,892							18	235,097
防衛省	2	3,148							5	6,396,597	8	6,399,745
沖縄振興開発金融公庫									1	-	1	-
日本私立学校振興・共済事業団	9	18,805									9	18,805
日本銀行	1	375									1	375
日本中央競馬会					1	4,667					1	4,667
中間貯蔵・環境安全事業(株)									1	10,200	1	10,200
東日本高速道路(株)					1	-			1	4,010	2	4,010
中日本高速道路(株)					1	-					1	-
西日本高速道路(株)					1	-			2	10,270	3	10,270
本州四国連絡高速道路(株)									1	1,920	1	1,920
全国健康保険協会	1	1,479									1	1,479
日本年金機構	1	4,781	1	63,373	1	※					3	※68,154
(独)国立青少年教育振興機構									1	63,643	1	63,643
国立研究開発法人防災科学技術研究所									1	5,374	1	5,374
国立研究開発法人森林研究・整備機構							1	61,206			1	61,206
(独)国際協力機構							1	※			1	※
国立研究開発法人理化学研究所									1	1,720	1	1,720
(独)福祉医療機構	1	805							1	※	2	※805
(独)情報処理推進機構									1	215,297	1	215,297
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1	770									1	770
(独)勤労者退職金共済機構									1	21,995	1	21,995
国立大学法人東京大学	1	486									1	486
日本放送協会									1	4,658	1	4,658
(株)商工組合中央金庫	5	16,882							1	1,500,000	6	1,516,882
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)									1	111,605	1	111,605
東日本電信電話(株)									1	216,907	1	216,907
西日本電信電話(株)									1	86,091	1	86,091
合計	292	755,409	7	417,997	9	235,304	12	235,186	39	9,928,338	359	11,569,880

(注1) 法人格については次の略称を用いた。株式会社→(株)、独立行政法人→(独)

(注2) 背景金額については掲載せず、「-」とした。

(注3) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

(注4) 複数の団体に係る指摘については、金額は一方の団体にのみ掲載しており、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。なお、重複分の金額を掲載していない団体には※印を付した。

(注5) 「不当事項」及び「意見表示・処置要求事項」の両方において取り上げられている事項については、金額の合計に当たってその重複分を控除しているため、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

(出所) 29年度検査報告を基に作成

## 4. 主な個別の掲記事項

29年度検査報告では、平成30年次会計検査の基本方針において重点が置かれた施策分野のほか、国民の関心の高い事項として、財政の現状を踏まえ、財務、予算・経理の適正な執行、行政経費の効率化、制度・事業の効果的な運営等のほか、度重なる自然災害の発生等により関心が高まった国民生活の安全性の確保に関するものなどが掲記されている。

ここでは、29年度検査報告に掲記された事項の中から、主なものを紹介する<sup>9</sup>。

### (1) 国民生活の安全性の確保に関するもの

#### 事例1：災害時の公衆無線LAN環境の運用体制が不十分

総務省は、地方公共団体に補助金を交付し、災害時の情報伝達手段の確保等のため公衆無線LAN環境を整備している。検査院が検査したところ、①19市区町村で、災害時に公衆無線LANを本人認証なしで使用できるよう開放する手順等が明確に定められていない事態、②14市町村で、公衆無線LANの開放操作を行う事業者との連絡体制が平日の日中等に限定され、夜間休日等に開放できないおそれがある事態、③17市区町村で、公衆無線LANのトップページで音声読上げソフトを利用すると、災害時でも平時と同様に本人認証を求める内容が読み上げられ、本人認証なしで利用できることを視覚障害者等が認識できない事態等が明らかとなった（指摘に係る補助金交付額2億443万円）。総務省は平成30年9月にマニュアルを改正して周知するなどの処置を講じた。

#### 事例2：不特定の人が入り出る文化財建造物の耐震性及び耐震対策が不十分

文化庁は、文化財建造物について、人的安全性の確保及び文化財的価値の保存を目的として、耐震予備診断支援事業を実施するとともに、国宝重要文化財等保存整備費補助金を文化財所有者等に交付している。検査院が検査したところ、①予備診断で耐震性に疑義があると判定された423棟のうち373棟で耐震診断が実施されておらず、使用方法の見直し等を内容とする対処方針も作成されていない事態、②耐震診断で耐震性能不足と判定された60棟のうち5棟で、耐震補強が実施されておらず、対処方針も作成されないまま、診断から1年以上経過している事態等が明らかとなった（①、②に係る指摘金額2,153万円）。文化庁は、都道府県を通じて、所有者等に計画的な耐震対策促進の重要性を改めて周知し、対処方針の作成指針を新たに策定して具体例等を示すなどした。

#### 事例3：国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業における不適切な運用

農林水産省は、国営造成土地改良施設から収集した防災情報を内閣府の総合防災情報システムに提供するとともに、市町村等に防災情報を提供し、関係市町村の速やかな初動態勢の整備等を図るため、国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業（防災ネットワーク事業）を行っている。検査院が検査したところ、①データ転送装置の不具合等により防災情報が防災中央データセンターへ転送されていない事態（35地区、事業費3億

<sup>9</sup> 各事例タイトルに【】が付されたもの（本稿では、事例18～20）は、図表1の掲記区分中、指摘事項以外に該当するものを表す。無表記のものは指摘事項を表す。

9,291万円)、②雨量計の検定の有効期限が経過し、観測情報を防災情報として提供できない事態(27地区)が明らかとなった。

#### **事例4：治山事業の計画策定が不適切及び市町村の地域防災計画との連携等が不十分**

林野庁は、山地災害から国民の生命、財産等を守るため、治山事業を行っており、森林管理局が国有林について直轄治山事業を実施し、都道府県が国庫補助金等の交付を受け、民有林について補助治山事業を実施している。検査院が検査したところ、①直轄治山事業において、流域別調査の結果が適切に反映されていない実施計画により工事が行われていた事態、原則5年ごとに行う流域別調査が10年以上行われずに治山事業の実施計画が策定され工事が行われていた事態、②補助治山事業において、危険地区調査の結果を活用していない実施計画により工事が行われていた事態、③市町村の地域防災計画における避難体制の整備等の対策に治山施設が組み入れられていない事態等が明らかとなった。

#### **事例5：高速道路における道路構造物の点検、補修等が不十分**

東日本・中日本・西日本各高速道路株式会社(以下「NEXCO3社」という。)は、各社制定の保全点検要領等に基づき、管理する橋りょう、トンネル等の道路構造物の点検等を実施している。検査院がNEXCO3社による維持管理等の状況を検査したところ、①5年に1度の詳細点検を実施したトンネルのうち、近接目視点検が困難な箇所がある110トンネル全てにおいて、点検要領に定められたファイバースコープ等による確認を行っていなかった事態、②詳細点検時の写真等(15万2,738か所)の全部又は一部がシステムに記録されていなかった事態、③平成30年3月末時点で「速やかな対策が必要」と判定されている6,669か所のうち、4,579か所について補修等の工事契約が未締結(うち1,474か所は判定から2年以上経過)となっている事態等が明らかとなった。

#### **事例6：災害時用の移動電源車を浸水リスクのある場所に配備**

東日本電信電話株式会社等3会社は、商用電源が途絶した場合に電気通信役務の提供が途絶しないよう発電機等を通信ビルに設置しており、また発電機等が故障した場合に備えて移動電源車を配備している。検査院が190台の移動電源車の配備状況を検査したところ、73台(固定資産取得価額等41億4,604万円)が浸水リスクのある区域に所在する通信ビル等に配備されているのに、洪水等による浸水が予見される場合の移動電源車の移動に係る具体的な取扱いが定められておらず、移動実績もないことが明らかとなった。3会社は、平成30年8月に文書を発し、浸水リスクに備えて移動電源車の移動に係る取扱いや緊急待避場所を定めるなどの処置を講じた。

## (2) 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

### 事例7：宇宙電波監視施設等を構成する国有財産を誤って物品として管理

総務省は、人工衛星からの電波等を監視するため、宇宙電波監視施設及び短波監視施設を整備している。検査院が検査したところ、7施設における一部のパラボラアンテナ等が、土地に強固に固定されており国有財産法上の国有財産として管理すべきところ、誤って物品管理法上の物品として管理されていることが明らかとなった（物品管理簿価格9億2,553万円）。総務省は、平成30年4月に、当該設備を物品管理簿から減じて国有財産台帳に適正に記録するとともに、同年5月に通達を発して設備ごとに物品と国有財産の区分の基本的な考え方を周知するなどの処置を講じた。

### 事例8：委託事業により取得した物品の管理が不適切

原子力規制委員会は、環境放射能の影響調査等のため、都道府県等と委託契約を締結して事業を実施しており、受託者は委託費により必要な測定装置等の委託事業物品を取得している。委託事業終了後に無償貸付されているとした委託事業物品を検査院が検査したところ、①無償貸付等の手続を経ないまま都道府県等に継続使用させるなど管理が適切に行われておらず、物品管理簿に国の物品の現況が反映されていない事態（委託事業物品等443個、取得価格等18億2,432万円）、②貸付けの目的以外に使用しないとされながら、委託事業物品が委託事業に使用されない時間に収益事業等に使用されていた事態（使用料相当額5,823万円）等が明らかとなった。

### 事例9：航空機等に搭載する重要物品の物品増減及び現在額報告書への計上が不適正

防衛装備庁は、航空機等に搭載する取得価格が300万円以上の機械、器具等の重要物品について、陸海空各幕僚長が作成する管理官報告書に基づき、各省庁作成の物品増減及び現在額報告書（物品報告書）に計上している。検査院が検査したところ、陸上、海上両自衛隊において、管理官報告書に計上すべき物品について必ずしも統一的な判断が行われておらず、防衛装備庁による平成28年度の物品報告書に、両自衛隊が航空機等に搭載するソーナー、プロペラ等の重要物品43品目3,505個（物品管理簿価格616億1,374万円）が計上されていないこと等が明らかとなった。防衛装備庁は、明確な計上基準を制定し、両自衛隊等に対してその内容を周知徹底するなどの処置を講じた。

## (3) 資産、基金等のストックに関するもの

### 事例10：福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模が過大

独立行政法人福祉医療機構は、政府出資金（平成29年度末現在43億9,764万円）を原資として労災年金担保貸付事業を行っている。同貸付事業の新規貸付けは33年度末を目途に終了する予定となっており、貸付残高は13億5,164万円と大幅に減少してきている。検査院が試算したところ、将来も貸付金の原資に使用されることが見込まれない政府出資金は7億3,092万円となる。検査院は、厚生労働省及び機構において、速やかに国庫納付を行うとともに、今後適時適切に検証を行い、必要額を超えて保有されて

いる政府出資金については、国庫に納付する仕組みを整備し、適切な規模とすることを求めている。

#### 事例 11：商工中金の危機対応業務における不正融資問題

株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務における不正融資問題については、平成 30 年 6 月に本院が警告決議を行った。検査院が検査したところ、①それぞれ 3 支店において、事業者から受領した試算表等を改ざんして貸付け及び利子補給を行っていたり、雇用維持利子補給の要件を満たしていない事業者に利子補給を行っていた事態（不当金額 1 億 6,882 万円）、②不正発覚後の 29 年度の危機対応準備金の見通しと根拠について、具体的な検討を行っておらず、前年度同額の 1,500 億円としていた事態（指摘を受け 30 年度に 150 億円国庫返納予定）、③雇用維持利子補給を適用しながら事業者の従業員数が減少しているなど、制度の趣旨に沿わない運用がされていた事態等が明らかとなった。

#### （４）行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

##### 事例 12：効果が十分発現していない政府開発援助（ODA）

外務省及び独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が実施する政府開発援助（ODA）について、検査院が検査したところ、①対ペルー有償資金協力「イキトス下水道整備事業」（貸付実行累計額 66 億 6,000 万円）で、整備した下水道施設の下水処理場等に不具合が生じ、供用を開始できない状況にあり、施工管理を行うコンサルタントに対する JICA による適切なモニタリングが行われていない事態、②対ガーナ無償資金協力「太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画」（贈与額 6 億 1,000 万円）で、パワーコンディショナ 5 台のうち 3 台が故障したまま、事業実施機関から JICA に速やかな連絡がなされていない事態等が明らかとなった。

##### 事例 13：高校生等奨学給付金制度において学業上の不利益が生じている事態

文部科学省は、高校生等奨学給付金制度において、保護者等が授業料以外の教育費に充てるための給付金を都道府県が支給する際、補助金を交付している。高校等は、保護者等から委任された場合、給付金を代理受領し、保護者等から徴収する教育費と相殺することができる。検査院が 19 府県を検査したところ、①平成 29 年度において、国公立では 8 府県、私立では 9 府県において代理受領が行われておらず、12 府県では代理受領が制度化されていない事態、②上記 12 府県において、26 年度から 29 年度までに保護者等に給付金が支給されていた高校等の生徒延べ 193 人が、保護者等の教育費未納により除籍や出席停止等の学業上の不利益を受けていた事態が明らかとなった。

##### 事例 14：労災診療費の算定における労災治療計画加算の廃止を含めた抜本的な見直し

厚生労働省は、労働者災害補償保険法に基づき、業務上の事由により負傷等した労働者に対して療養の給付を行っている。診療を行った指定医療機関等は、都道府県労働局に対して労災診療費を請求しており、労災診療費の算定においては、入院基本料等に加

えて労災治療計画加算が定められている。検査院が検査したところ、①加算に係る労災診療費を算定していた7万6,714件（加算に係る支払額8,957万円）のうち、加算に必要な労災治療計画書を作成していたのは3.2%にすぎず、入院基本料等に係る入院診療計画書で代用していたり、②労災治療計画書と入院診療計画書の記載項目の多くが同一であったりして、加算を設けた趣旨がいかされていないことが明らかとなった。

#### 事例15：再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業の低調な実施状況

資源エネルギー庁は、民間事業者等によるバイオマス熱等の再生可能エネルギー熱を利用する設備等（再エネ熱利用等設備）の導入に要する経費の一部を補助するため、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会を通じて補助金を交付している。検査院が検査したところ、①バイオマス熱利用設備を導入した3事業で、使用した燃料のバイオマス依存率が補助要件の60%を下回っている事態（補助金交付額5,743万円）、②再エネ熱利用等設備を導入した34事業で、最長3年7か月の長期にわたり稼働を停止していたり、再エネ熱量等の計画値に対する実績値の割合が1.8%から49.1%と低調な達成率となっている事態（同9億5,956万円）等が明らかとなった。

#### 事例16：防衛装備品等に係るコストデータベースシステムの整備が不適切

防衛装備庁は、防衛装備品等に係る予定価格の算定を民間企業の見積資料等に依存していることから、その妥当性の検証等のため、予定価格の基準となる計算価格や製造原価等のコストデータを一元的に管理し分析等を行うパイロットモデルシステム（CDBシステム）を整備し、平成28年度から試験運用している（整備費2億3,373万円）。検査院が検査したところ、①同システムは、計算価格又は製造原価のいずれか一方しか入力できない仕様となっていたり、分析対象となるコストデータが他のシステムから自動取得される契約金額の総額となっていて、入力したコストデータの分析ができないこと、②原価調査の実績が低調で（25、26両年度0件、27年度以降年平均7件）、入力対象となる製造原価を取得する機会が十分確保されていないこと等が明らかとなった。

#### 事例17：日本年金機構による本人確認情報の照会に係る情報提供手数料が過大

日本年金機構は、年金支給に係る事務の一環として、受給権者の生存等を確認するために、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に対して、住民票に記載されている異動事由等の本人確認情報を照会している。検査院が検査したところ、年金機構が月次照会によって提供を受けている情報を活用し、年次照会の対象者の範囲を月次照会で把握できない新規裁定者等に限定することにより、平成28、29年度のJ-LISに対する情報提供手数料において、年次照会に係る支払額6億7,337万円のうち6億3,373万円を節減できたことが明らかとなった。

## (5) その他の事例

### 事例 18：社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響【特定検査状況】

政府は、平成 9 年度以降、財政健全化の目標を示し、社会保障関係費について、各年度方針等で伸びを抑制することを示した上で当初予算案を作成している。検査院が検査したところ、①社会保障関係費と消費税収との差額は、26 年度に消費税率引上げに伴い減少したが、27 年度以降再び増加傾向にあること、②各年度一般会計のプライマリー・バランスについて、9 年度を基準とすると、社会保障関係費は一貫して悪化要因であり、21 年度以降、要因の最大項目であること、③年金制度におけるマクロ経済スライドの影響度について試算した結果、16 年度以降、マクロ経済スライドを制度上発動できない年度も完全に発動したと仮定した場合、基礎年金国庫負担分相当額は、実際の額より 28 年度までの累計で 3.3 兆円減（機械的試算）となること等が明らかとなった。

### 事例 19：競馬等の払戻金に係る所得に対する課税状況【特定検査状況】

近年、競馬等において非常に高額な単位払戻金が発生する勝馬投票券等が発売されているが、払戻金支払における本人確認の仕組みは整備されていない。検査院が検査したところ、払戻金に係る申告は納税者が自主的に行うため、平成 27 年の高額単位払戻金 127 億 4,476 万円のうち、100 億円程度に係る所得の大部分が未申告な状況と考えられた。また、税務署等は支払調書により高額な払戻金に関する情報を入手しておらず、税務調査では払戻金の支払を十分捕捉することが困難な状況となっていた。検査院は、国税庁が適正な申告を促す広報を充実させるとともに、財務省は適正な課税の確保に資する所得の捕捉に関する制度の在り方を検討する必要があるとしている。

### 事例 20：国立病院機構が設置する病院の経営状況等【特定検査状況】

独立行政法人国立病院機構は、国の医療政策や地域医療の向上に貢献することを目的として、平成 29 年度末現在で全国 141 の病院を運営しているが、28 年度から 2 年連続で経常赤字となっている（28 年度▲68 億円、29 年度▲21 億円）。検査院が検査したところ、①機構の医業費用について、他の病院に比べ、材料費の割合が高く、一貫して上昇傾向にあること、②28 年度に経営改善計画を作成した 92 病院のうち 82 病院は計画を達成しておらず、同じく 65 病院は前年度より経常収支が悪化していたこと、③各病院が作成した楽観的な想定による経営改善計画について、機構は、その実現可能性や妥当性を十分確認することなく、同意を与えていたこと等が明らかとなった。

## 5. 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

検査結果の実効性を高めるべく、前年度までに行った不当事項等について、その後の会計検査での確かなフォローアップが行われており、19 年度検査報告以降、その是正状況が掲記されている。

### (1) 不当事項に係る是正措置の状況

昭和 21 年度から平成 28 年度までの検査報告に掲記された不当事項について、是正措置が未済のものが 411 件、102 億 1,397 万円（前年度 456 件、105 億 1,448 万円）あり、このうち金銭返還を要するものが 398 件、98 億 9,198 万円（前年度 437 件、102 億 1,715 万円）あった。

### (2) 処置済事項に係る処置の履行状況

28 年度検査報告で改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととされた処置済事項 73 件のうち、今年度は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの等 9 件を除いた 64 件について履行状況をみたところ、改善処置が履行されていなかったものは見受けられなかった。

## 6. おわりに

29 年度検査報告は、国民生活の安全性の確保に関する指摘に特徴的なものがみられた。

例えば、事例 5 で記述した高速道路におけるトンネル等の道路構造物に関しては、平成 24 年 12 月に 9 名の犠牲者を生じた笹子トンネル事故が発生したことから、その維持管理について重要視されてきた。政府は「国土強靱化基本計画」において、「各インフラの管理者におけるインフラ長寿命化計画（行動計画）の策定を促進するとともに、行動計画に基づき真に必要な各インフラにおける点検・診断・修繕・更新、情報の整備に係るメンテナンスサイクルを構築し、メンテナンスサイクルが円滑に回るよう所要の取組を実施する」としている<sup>10</sup>。指摘を受けた NEXCO 3 社は、今般の事態を重く受け止め、事態の原因究明を速やかに行い、効果的・効率的にインフラの点検修理を行うための指揮命令システムの確保など、ガバナンスの確保に万全を期すべきである。

事例 3 で記述した農林水産省が整備している防災ネット事業に関して、防災情報が内閣府の総合防災情報システム側に転送されていなかったり、雨量計観測情報を防災情報として提供できなかったりしている事態をみると、国営施設の被災や地域の被害の防止・軽減を目的として防災情報を提供するという防災ネット事業の目的を十分に達成しているとは言い難く、是正改善を図る必要がある。

また、事例 2 では、不特定の人が入り出る文化財建造物における耐震性や耐震対策が不十分な事態が指摘された。政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、「2020 年までを文化政策推進重点期間と位置付け、文化による国家ブランド戦略の構築や稼ぐ文化への展開、文化芸術産業の育成などにより文化産業の経済規模（文化 GDP）の拡大を図る」としており<sup>11</sup>、観光振興に欠かせない資源として、文化財の活用促進を図る施策を実施している。今後、文化財建造物を訪れる外国人観光客の増加も見込まれる中において、地震時における人的安全性の確保が確実に図られるよう、文化庁には避難経路を確保する等の対処方針の作成を、文化財所有者等に対して促す具体的な方策を検討してもらいたい。

<sup>10</sup> 「国土強靱化基本計画」（平成 30 年 12 月閣議決定）38 頁参照。

<sup>11</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月閣議決定）34 頁参照。

そのほか、今般の検査報告では、治山事業において不適切な実施計画が策定されていた事態（事例4）や、災害時用の移動電源車が浸水リスクのある場所に配備されていた事態（事例6）、災害時の公衆無線LAN環境の運用体制が不十分な事態（事例1）など、各府省等において、災害時の対応や人的安全性の確保に課題がある点が多数指摘された。平成30年6月に発生した大阪北部地震や、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、平成30年北海道胆振東部地震など、自然災害が頻発する中、30年11月、平成30年度一般会計補正予算（第1号）が成立し、災害からの復旧・復興等に対し新たに7,275億円が計上された。また、30年12月には、平成30年度一般会計補正予算（第2号）が閣議決定され、防災・減災、国土強靱化に1兆723億円が計上されている。各府省等においては、29年度検査報告において指摘された事態を早急に是正するとともに、今般新たに予算措置された防災・減災、国土強靱化に向けた取組に関しても、経済性、効率性等を十分に考慮して施策を実施してもらいたい。

上記のほか、29年度検査報告において最も指摘金額が多かった、防衛装備庁の航空機等に搭載する重要物品の物品増減及び現在額報告書への計上が不適正な事態（事例9）や、総務省の宇宙電波監視施設等を構成する国有財産を誤って物品として管理していた事態（事例7）、原子力規制委員会の委託事業により取得した物品の管理が不適切な事態（事例8）など、今般の検査報告には国の物品及び国有財産の管理に関する指摘も多数掲記されている。近年、官民ファンドの在り方を含め、国有財産の管理に対する国民からの目は一層厳しくなっている中、政府においては、物品及び国有財産が国民共有の重要な財産であることに鑑み、より一層適切な管理を徹底していくことが必要である。

なお、特定検査状況では、社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について掲記されている（事例18）。近年、検査院は特定検査状況に「補正予算の執行状況等について」（27年度検査報告）、「国の財政健全化への取組について」（28年度検査報告）など、国の財政全般に関し、予算・決算の在り方や政府の財政健全化目標の達成状況について掲記している。今般の検査報告では、マクロ経済スライドが完全に発動したと仮定した場合の国の財政に対する効果などが検査院より示されており、本掲記内容を踏まえ、国民的な議論がなされていくことが期待される。

厳しい財政状況の下、内閣から独立した機関である検査院の役割は大変重要である。国会においても、政府に対する事後的な財政統制を機能させるべく、29年度検査報告を積極的に活用し、内閣に対して今般検査院に指摘された不適切な事態等の速やかな是正改善を一層促していくことが重要である。

（ますはら けいご）